

務局長の方にお伺いしたものであります。が、条例設定の關係について、委員会がこれについての付託請願なのであります。が、条例を作るか作らないかについて若干疑問があるのではないかと、思うのですが、え、法律的に却説明願えれば、お願いしたと思ひます。

一事務局長(町田豊三) 条例の請願書であります。が、請願書といふと、これは事務局の方としては請願の書式、形式がそろつておれば、内容は、一応どのような物で、え、受け付けなければならぬことになつております。

内容に入りまして、条例を設置するか、どうかということ、は、委員会付託であれば、委員会又本会議で決定すべきものであります。ので、その点についてはよろしく御了承下さい。

一三番大久保郎(全井)に申し上げました請願書という關係については、局長の申される通りであります。が、条例が理事者の方から

提案され、大場合の内容について、審議する場合と陳情請願によつて、条例を作るのだという問題が、委員会でもやるべき問題である。が、その点については、理事者が考へて、議会に要請すべきものであるか、ここから法的にも、ぶかしい關係になつてくるのではないかと、地方自治法から、え、むずかしいと思ひます。が、明確な解答を理事者の方から願えれば、幸ひと思ひます。

一助役藤崎俊夫 非常に不勉強で申しわけありません。が、政府から、都を通じて三通、え、来ております。ので、私共知らなかつたのであります。

法律改正を知らなかつた、ということ、は、誠にすみません。で、した。一三番大久保郎 役場では、官報をとつておると思ひますが、官報には、はつきり改正が載つております。が、私の心配するのは、こうした場合、実際の条例設置と、いつのか、理事者から提案され、我々議員が審議すべき問題を、請願書ですから、喜こんで、審議するから、結構なので

すが、そうした条例設置を委員会に町長やれということが
津律によろしいのかと、このことは理事者がいろいろの点から明確な
答弁が求め得るものという問題、その答弁次第によつてこれ
を定めていきたいと思います。

町長(額清蔵) この問題は非常にデリケートな面があるように考へ
るのですが、政府からこういう問題を押し付けられたいような
気はしないつもりで、官報に出ていたとなると、私共の不勉
強であります。が問題としては、どの町村でも条例を作つ
たということは聞いておりますが、十分に調査研究して善
処していただきたいと思ひます。御了承願ひたいと思ひます。

三重渡(明) 本問題につきましては、疑念があつたのですが、大久保
議員と同じような疑念をもちつておりましたと申すことは
条例の立案にあたり、三つの段階があり、その一つは理事
者が立案し、もう一つは議員が議会の八分の一を同意を得て
条例を作るという事です。

この三つの内、どれがあてはまるかという、こと、これに対して、原案
というものがなつております。人々しむる型がついてきて、いつ
うことを聞いておりますが、これに対して違法ではないかと
思つて、都の地方課の行政部あたりに聞き合はせたいところ、む
うでは、そのような案は参考として見ておいた方がよいだろう
ということ、で決して、原案ではないのだと参考資料というよ
うな意向でつたのであります。ところが、これを請願として
受けたいので、私一応了承したのであります。

請願として受けると、法律を作つてくれと、町に条例を作つて
くれ、ということ、これは法律はこうだ、ということはまだわかつて
いないわけですか。

一応担当の委員会に付託なされ、町長や、担当委員会でも十分に審

議してえらうとつうことを思われまふお願ひです。

一七番吉田清 大だいの件について大久保議員、渡井議員の申されたこの点につき九月四日に多摩地区連合協議会というものが市町村一村をえちまして結成せられましてその連合会の名をえちまして、当町、町長、議長、委員長宛に来ておりまして、当町にはこうした条例を都の方から一応サンプルをお送りするから作つていただくようにお骨おりををお願いいたしますという依頼書が来ております。

これを受け取ります。時に事務局長にこういう内容で部数を作つて皆さんにおわたしをお願いしたいと申し上げたのです。が何れ町長から担当課長にまわつてくるのだからその必要がなつとはつきり言われた。今大久保さんの言われたことに対して助役が知らないということは私は心外なのであります。

少なくとも委員長といたしまして多摩地区の商対の常任理事事といたしましてこの会合をえちまして八月二十九日に会合をえつてその結果、各市町村にこうしたお願ひを出してくれという発言をいたしまして、当町に三通参つておりまして、私としましてこれの点につきまして町長始めその関係者が内々検討しておつて下さつておると現状までおえつております。

このような状態におきましては厚生と商対対策におきまして合同審議をいたしましてえおそう線が出ないと疑念をえつのであります。がなま事務局長にはつきり申し上げますが町長、議長、委員長に三通来たとつう行方はどうなつてゐるのかはつきりお答え願ひたいと思ひます。

一助役篠崎俊夫 言葉が足りませんで申しわけございません。

私が来てないと申し上げましたのは役所から来てないとこのことを申し上げたのであります。

商販者対策協議会の連合会の方からは来ております

すでに法案と認識してどういふのかということとはわかつて
おりますが、私の申し上げましたのは中央官庁からなにか来てな
いということをお願い申し上げたのであります。言葉の足りなかつた
ことをお詫び申し上げます。

二十八番田村祐二誠に不可解な敬意のない理事者の回答であり、
ことであるところ／＼なことが住民に誤解疑念をえられる
えとになるということを考えますので、この問題の書類の取り
扱いについて希望と質問を致したいと思ひます。

二ついう外部から参つた書類をゆるがせにすると、二つは誠に理事者としてけしからんという考へ方えう一つ、本年の駐留軍の商賁者の特別委員会があります。が、一日に出まし、大時、に大受、今まで骨を折られまし、大田議員と理事者のいささつ上の経過について、いさかいが多しあり、思想的にはま

るで、どちらかどうだか敵対してゐるような感じをえつという
 ようなことで、そのとき、本年の新しい委員会構成のときに、その
 特別委員会は現段階において必要という前提の基に委員
 員会の選任がなされてゐると考へる以上は理事者と致しまし
 て、議会の中が常任委員会であらうと特別委員会であらうと貴
 重に取り扱つてゐただかなりければならぬと思ふというやうなことを
 特に申し上げておいたわけであります。特にこの問題は議会は
 他の議會を拝見したたり又新聞を見ますとこの町の如
 くに、^{隆々}発展のために非常に議會が理事者に協力いたしてゐる
 と、^{政治}非政治的な面は一ツは出さぬ、感情ない意識感情ない
 非常にうまくやつてゐる議會で、理事者も幸福であると、常に
 思ふのであります。議會の構成というのは地方議會で、この
 ようなものではない。野党、与党、政治関係には社会党、共
 産党、共産党といふ、自民党といふ、議會が前提で

ある、ましてこれだけ植民地的性格をえつてゐる福生町に
いて今後又六千世帯の大きく社会党的な性格をえつた人々が
入つて来ることを予想される町造りの中においてあまり單
純なあまり刺激されない事務処理あるいは行政処理ということ
は大きく考えなければならぬと思ひまして、その問題については
失般申し上げましたような本年の一回特別委員会の開催以來
疑念をえつておりました、ただいまの書類の取り扱ひのいきさつ
からいえますとそこまで連合体で書類を作つてここに
持ちこんでゐるにえかかわらず、それについてあまり明確な
回答又寄り添うえなかつたやうな理事者の立場あるいは執
行部の立場はこれは恥恥怠慢ということを指摘するやうな結果
になる、私は考へるのです、がこの点については受け取つた條
請助役に勉勵してえうわないといかん
少し議會輕視えはなほだし、という感じを受けます、

この点について條請助役にどのようなお考へか回答を求めた
い

一、助役(條請助役) 私が申し上げたのはくどいようであります、が勇勵
省の方からは文章は寄つておりません、駐留軍は商賈者
等対策協議会連合会の都にあるわけですが、その連合会の
会長さんの名前であります、か、こいつた各事例を
出してほしい、ということの依頼書が来ておるだけで、大体勇
勵省関係の仕事は国と都の関係でございまして、法律的には
町には関係がないと思つておつたのであります、が、今度法律
的には改正され町でえ町の義務として、そういうえのか加えら
れた、ということだけの認識でありまして、それ以上なえ、こ
うしたことにつて、勇勵省の方からは文章が来ておりません、
それ以上の認識はありません、認識不足で申し託ないと思つて
おります、

一議長石川信義 二二で暫時休憩いたしたと思ひます。

一土番大塚部 二この問題は矢般町長から申されたことがやまかと思ひます。この請願は議会として採決するか、しないかを決めてそれを理事者の方で十分検討していただく条例改定を議会に提案するか、どうかという問題、する場合にほこつという条例をしないとお願ひしたい、というのほすでに関係市町がこの条例を作つておりますし、今度の改正的というのは町長がいわれた中へにはなつてくるように、学識経験者というのが委員が改定いたします。

経営者団体の代表者、関係労働組合に入つてある町長あるいは役場職員、こつした五者六者の構成をえつてゐるというのは関係の場合によりますと、この対策委員会というものは慎重を期した方法をとらなければならぬ必要であるけれども慎重を期して、人選等によつては慎重を期さなければ

ならない問題であると思ひます。

ひまうに考えますので、この問題は住民よりの請願書でありますので、議会としては採決すべきである。

従つてこの関係については理事者に十分検討していただく研究いたしまして、早急に議会に上程願ひたいと私は議事進行上から申しあげます。

一議長石川信義 二二で暫時休憩させていただくます。

午後二時三十分休憩

午後二時五十分再開

一議長石川信義 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

一土番山下幸三 紹介議員の立場もありますし、内外情勢を考へ合わけまして、矢般提案されなした請願書の内容につきましては非常に微妙な内容を念ひでありますので、この誤解のないように考へて頂きたい。特に請願書の内容につきまして

は社会情勢が求人難に陥つてゐるという情勢下にあります。聞ふ所の、それらの内容が非常に理事者各位によりて、議員各位によりて、その内容の検討の角度がまづか、しいと考へます。が、ただこれらの内容を検討する上になつては、大きな世界情勢から考へますと、先にケネディー大統領から、声明がありまして、通リ外国軍隊の早期撤退をはからなければ、軍縮問題が当然暗礁に乗り上げてゐるというの、これは、廣義内容の骨子であつたように伺われます。さうな見地から、当然考へまして、当然日本国におけるところの外国軍隊の撤退が、早期に来るのではなからうか、という情勢を見ますと、確かに昨今の情勢では、求人対策で、今さら商賈問題で、なからうと、いふような意見が多々出てゐりますが、これらの内容を考へてみますと、駐留軍労務者については、相当数あるわけですから、それらの軍



隊撤退の始まつた時には、たしかに、政府機関として、あるいは市町村機関として、なしまして、早期対策の準備態勢、というものの必要性だけは、認めることはあるであらう。今回出されて、来まして、改正案の臨時措置法の問題、または隣接市町村におきまして、このうち、内容の検討、資料収集を急いでゐるといふような状況が、そこにゆえんがあらうかと考へられます。また一方、労務者について、当然、池田總理から、国会において、商賈問題については、なんらかの措置を考へなければならぬ、といふようなこと、と、聲明されてゐるうちに、確かに、国会問題で、さういふ内容が含まれてゐる、たゞに、我々、福生の町として、なしまして、さういふ情勢が出されて、来まして、これらについて、資料収集を、十分にしておき、理解ある態度を、もつて、接しなければならぬ、か、やうに考へまして、特に、理事者等におきまして、昨今の情

勢ではこういう内容の九のに対してはなか／＼ポイント
来ないという点がありますので勉強の意味あるから
考へましても議会としましては資料収集は十分準備
能勢を作り上げておこうということについては私はさし
つかえないだろうとそういうしき情勢がはつきりと出されて
来た場合、我々としてそれその法律の適用ならしめるとこ
ろによつて運用の妙を作り上げていきたつと考へてこれ
らの紹介の労をとつたわけであります

これらの観点をよく今とり願ひまして隣接市町村にありま
すところのそういう問題の資料収集機構を十分研究
されその上においてこの内容の結論を出していただくとい
うふうふうに考へますので委員会の方に御付託願ひたい
と考へております

一議長(石川信義) 本件については厚生委員会に付託し厚生委員会に

主査委員会とし高松対策特別委員会と連合で御審査願うこ
とに御異議ありませんか

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさう決定いたします

尚本件につきましては閉会中の継続審査に付したいと思つ
ておりますのでこれに御異議ありませんか

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

一議長(石川信義) 御異議なしと認めさう決定いたします

一議長(石川信義) お諮りいたします 一般質問の通告がありましたので
この際一般質問を日程に追加して行ないたいと思ひますが
これに御異議ございませんか

(「異議なしと呼ぶ者あり」)

議長(石川信義) 御異議なしと認めます さう決定いたしました

追加日程」としまして一般質問大久保議員より二、三点ある
 そうですので一般質問をいいたします

十三番(大久保)お許しを得ましたので一般質問を二、三致しますが
 この会議が終了しましたから町長より金員協議会の関係から
 御説明があらうと思ひますので、そうしたことに関係のない
 ことを二、三申し上げて 御質問 また意見申し述べたい
 と思ひます

まず一点として先程請願の問題がござい、審議され
 決定されて施行が非常に遅れてくるという関係に付ては
 好ましい状況下はないかと思ひますが請願の関係に付て
 え中學校の前の道路の請願またオニ小の東側の請願等
 はすでに三年前議会としては採択されている、こういう関係
 はどのような考えをえつて、やるか関係の理事者より
 まず御答弁を願ひたい、これが一点と

つぎに議事録の関係であります、前回までは議事録の配
 布は行なつておつたわけですがそれ以来議事録の配布
 を行なわなつと、これからの町の発展状況なういまして
 やはり議事録は配布すべきではないかと考えているのであり
 ますか、この議事録を議会がどうかで、あるという関係に
 つきまして、この中へテープレコーダーをえちこんで、その
 議会の内容を録音し、一般に公表したことはどうであるか、
 というように時代が変化するに従ひ、そういうことを取り締る
 規則がないと思ひ、議会の議事録は各議員に送付すべき、
 ののであると思ひ、が議長、事務局長、がどのような考えをえつ
 ているか、どうか、あるいは議運に対してえこれに対してどんな
 考えをえつておられるか、この点の御質問をいいたします、
 それからオニ小學校の増築あるいは都営住宅の関係について
 これは特に町長の方に御質問いたします、が都営住宅が三番



入戸数来るといふことは非常に人口的には結構であるがそ
 ニに入る方は一万六千円以下ということになりますと
 とにかく二万三千円位までの人は無税である。そうしま
 すと均等割した町では入つて来ないとこれに対して町は校舎
 の増築とかすべての問題が町に丸まるわけですが、この増
 築について今回オニ小の増築を当然増築しなければならな
 い、あるいは中学校の増築も余儀なくされてくると、こう
 いう関係について出来ることによつて町自体で都はどのよう
 な考えをえつてゐるのか、どうかということ、今右オニ小の増
 築という問題が非常に今右むづかしくなつてくると、我々
 としては下級の劣化者のためにぜひとえとりあげなければ
 ならないということであるが町財政上苦しくなる、こういう
 点について都はどのような考えをえつてゐるのか、が一
 点、オニ小の増築という点、都選任定に十月から移り

ますとオニ小、中学校が問題になると思ふが、こういう点につ
 いて町長はオニ小の増築についてどのような計画をえられ
 ているか、どうか、という点が一、二、三、一つ職員の手当に
 つきまして非常に福生の町にふれましては約束を守つた関
 係から各町村より下まわるところの夏期手当を支給する
 という段階になつた、ということ、このことについて町長
 へ認められておつた、この関係について、は、秋ごろまでには何
 とかしたいと言われておつたが、これに対して、そうした関
 係を今回その措置をえられたかどうか、あるいはそれに
 ついて考え方をえつてゐるかどうか、これは理事者の方より御
 答弁願ひたいと思ひます。最後に、二、三、これは非常にむづか
 しい問題であると思ふので、慎重にお取り扱いを願ひたい
 と思ひます。が、町長の保育園を熊川地区に作つてくれれば
 牛浜地区に作つてくれ、という点は前は、議会でも問題に